

## 「小山の自慢コーナー」登録案内

### 1 小山の自慢コーナーとは

これまで育んできた小山市が誇り、自慢とする産物や地域資源等を、今後も親しまれるまちの魅力として、小山市公式ホームページ内「小山の自慢コーナー」にて広く情報発信していくため、関係事業者等の申請に基づき登録する制度です。

### 2 登録対象・申請資格

#### (1) 登録対象

以下に掲げる産物や地域資源等が、登録申請の対象となります。

- ①小山市産農畜産物
- ②小山市産加工食品
- ③小山市産酒類・飲物
- ④小山市産甘味・菓子
- ⑤工業品
- ⑥観光資源
- ⑦その他、登録することが適当と市長が認めるもの



「小山の自慢コーナー」  
ロゴマーク

※登録対象に該当するか否かについては、商業観光課(電話:0285-22-9317)へご確認ください。

#### (2) 申請資格

次のすべての要件を満たしている法人その他の団体及び個人が申請可能です。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に基づく許可又は届出の対象となる営業である事業を営んでいないこと。
- ②公共良俗に反する営業を行っていない事業者。
- ③小山市暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第6条第1項に規定する密接関係者に該当しない者。

### 3 申請方法

登録の申請は、令和6年7月1日より随時受け付けております。

以下の書類に必要事項を記入の上、関係書類を添えて、小山市役所商業観光課へご提出ください。

なお、提出書類は、以下の区分・提出形態に基づき、ご提出ください。

- ・紙での提出 → 郵送 または 持参

・データ提出 → 市ホームページ内専用フォーム

<必要書類>

No.	提出書類	提出形態	
		紙 (郵送か持参)	データ (専用フォーム)
1	小山の自慢コーナー登録申請書		○ (どちらでの形態でも可)
2	申請商品等の写真データ	—	○
3	申請品の概要・特長が分かる書類(商品特長が示されたカタログ、パンフレットなど)等、その商品について紹介できるもの		○ (どちらでの形態でも可)

《注意事項》

- ◎提出いただいた書類等は返却いたしません。
- ◎必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。
- ◎提出書類等の記載内容については、目的外には使用いたしません。

#### 4 登録の有効期間について

登録の決定を受けた日から5ヶ年を経過した日が属する年度の末日までとします。

なお、有効期限が満了する場合において、引き続き登録を受けようとするときは、登録更新の手続きをする必要があります。

#### 5 登録後の注意事項

- (1)登録内容に変更があった場合は、速やかに必要書類を提出してください。
- (2)次のいずれかに該当する商品は、登録を取消すことがあります。
  - ①登録者から登録を辞退する申し出があったとき。
  - ②登録内容に偽りがあったとき。
  - ③登録品の生産・製造若しくは販売を中止または廃止したとき。
  - ④その他、事業の運営に重要な支障をきたす行為があったとき。

#### 6 申請書提出先・お問合せ先

小山市役所 産業観光部 商業観光課 ブランド推進係

〒323-8686 小山市中央町1-1-1 小山市役所本庁舎4階

T E L : 0285-22-9317 (土日祝を除く 8時30分~17時15分)

F A X : 0285-22-9685

Eメール : d-kankou@city.oyama.tochigi.jp